



北上市まちづくり協働推進条例改正

解説書

平成25年 1 月
北上市

北上市まちづくり協働推進条例改正の解説

もくじ

北上市まちづくり協働推進条例 もくじ

- 第1条 目的
- 第2条 定義
- 第3条 協働によるまちづくりの基本原則
- 第4条 市民の役割
- 第5条 市民活動団体の役割
- 第6条 事業所の役割
- 第7条 市長等の役割
- 第8条 情報共有
- 第9条 協働事業の推進
- 第10条 協働事業の計画、評価及び改善
- 第11条 協働提案
- 第12条 市民活動の推進
- 第13条 審議会
- 第14条 所掌事項
- 第15条 組織
- 第16条 任期
- 第17条 補則

1 北上市まちづくり協働推進条例とは

北上市まちづくり協働推進条例は、平成18年3月にまちづくりに参画したいとする市民の皆さんの意識の高まりを受け、制定されました。

条例では、「市民が一人ひとり主役になって、真の豊かさを実感できる地域社会を実現させる」ための基本的事項と仕組みを定め、市民の参加を基本とする協働によるまちづくりを推進してきました。

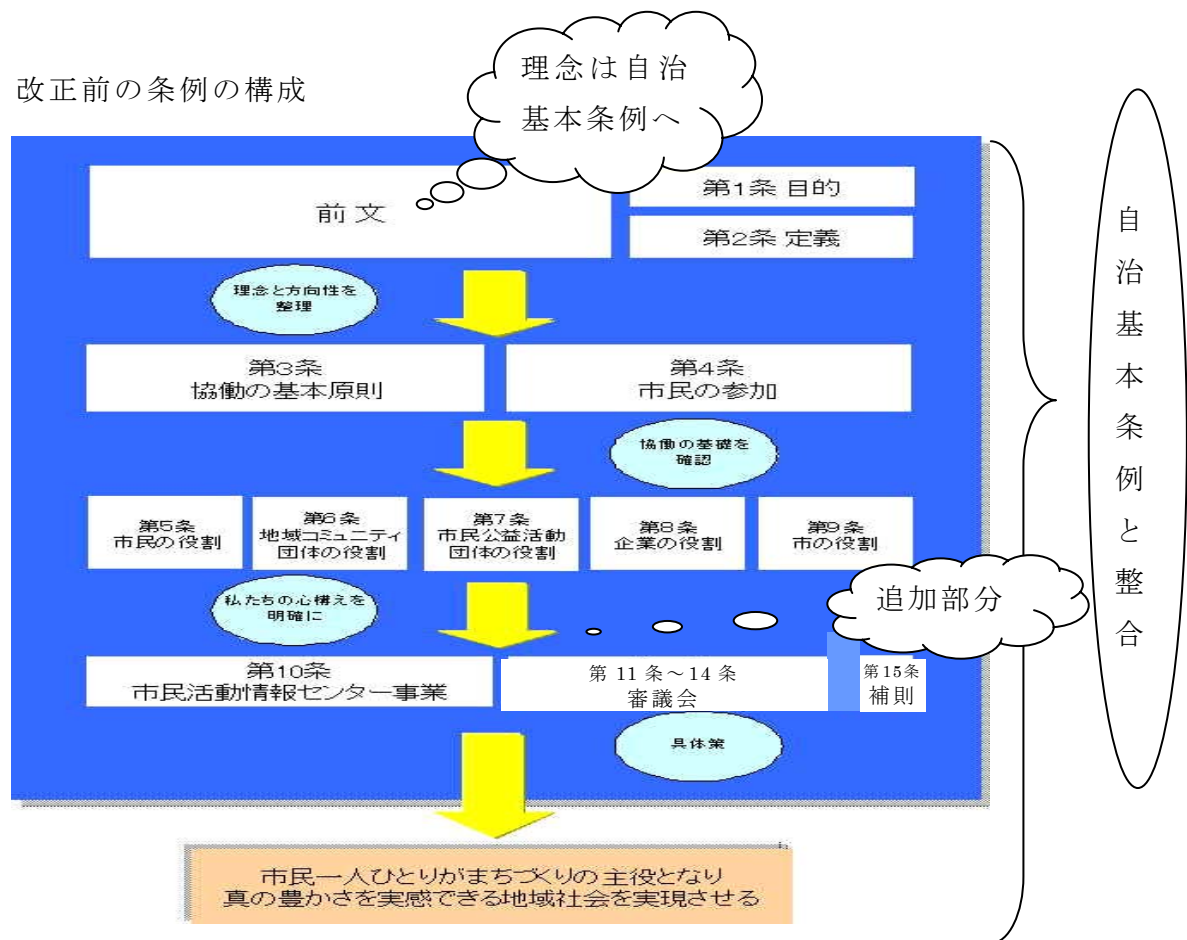
現在では、地域の自治組織やNPO等の市民活動団体や事業所・市長等が協働し、様々な地域づくり活動や市の計画策定などに取り組んでいます。

2 改正はなぜ必要なの

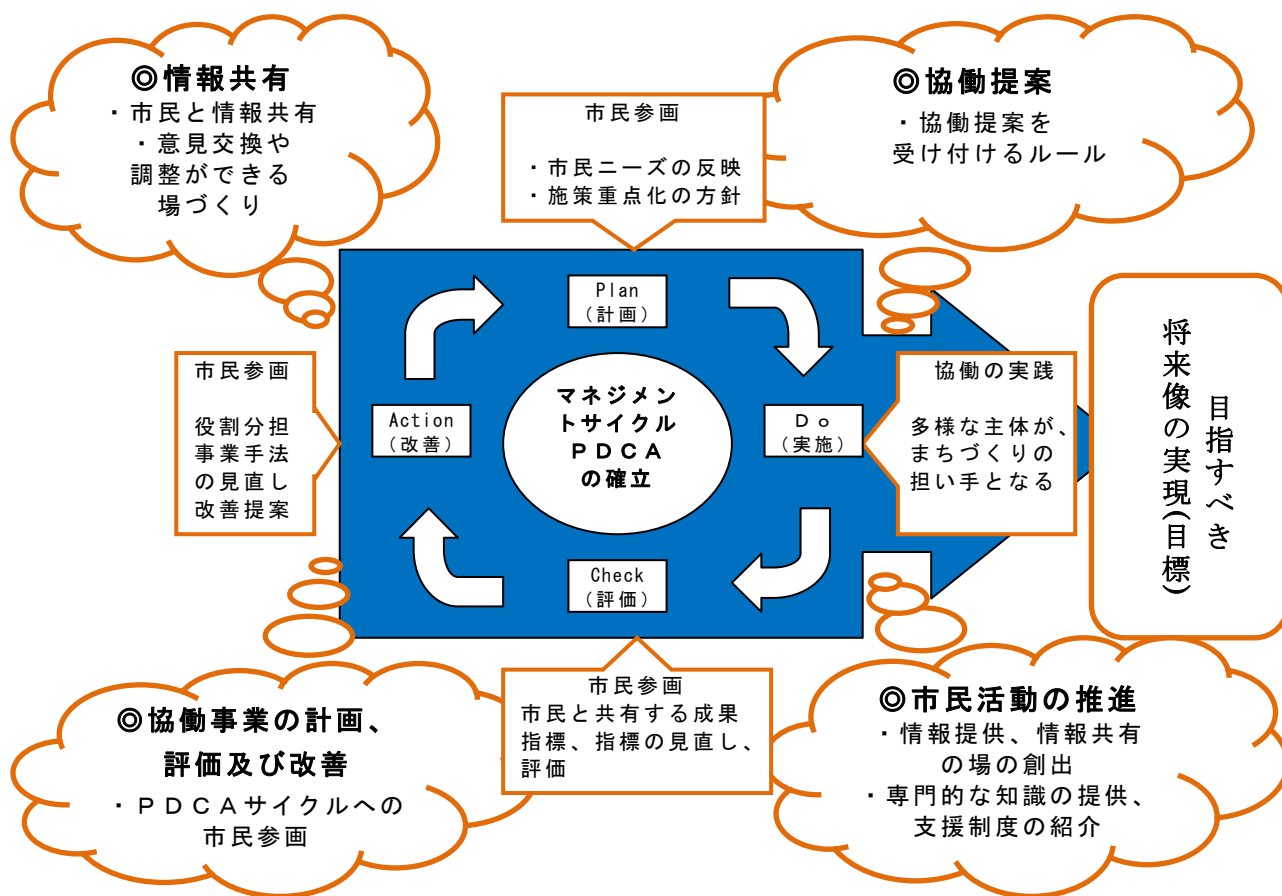
今後ますます協働によるまちづくりを進めていくうえで、その根本の考え方を明らかにすることが必要だとする声が高まり、自治基本条例が平成24年6月に制定されました。

自治基本条例は理念条例となるため、改正前のまちづくり協働推進条例の理念の部分等が自治基本条例に取り込まれました。そこで、自治基本条例にも盛り込まれている情報共有や市民活動の推進等の仕組みを定める個別具体的手続きの追加等自治基本条例に沿った内容へ改正したものです。

3 改正前の条例の構成



4 新たに具体策に追加となるもののイメージ



5 新たな具体策

(1) 情報共有（第8条）

自治基本条例第20条を受けて、多様な世代にわかりやすく情報提供、情報を共有し、相互に意見交換や調整ができる場づくりに努めるものとしております。

(2) 協働事業の計画、評価及び改善（第10条）

自治基本条例第24条、第26条を受けて、協働で事業を実施するにあたり、事業の企画立案、実施、評価の各過程への市民等の参画が必要であり、PDCAサイクルのもとに絶えず見直しを図っていく事としております。

(3) 協働提案（第11条）

自治基本条例第25条を受けて、市民等からの協働提案を受け付けるルールを定める事としております。

(4) 市民活動の推進（第12条）

自治基本条例第28条を受けて、情報提供や情報共有の場の創出、人材育成や専門的な知識の提供、支援制度の紹介に取り組むものとしております。

北上市まちづくり協働推進条例

(目的)

第1条 この条例は、北上市自治基本条例（平成24年北上市条例第24号）の理念に基づき、市民、市民活動団体、事業所及び市長等が協働できる体制を構築するための基本的事項及び仕組みを定め、自主的なまちづくりの活動の意義について互いに認識し合い、まちづくりを協働で推進することを目的とする。

【解説】

本条は、本条例の目的を簡潔に表現しています。北上市の自治の最高規範である北上市自治基本条例の理念（特に第4条第2号及び第27条第1項）に基づいて、基本的事項、仕組みについて定めるものです。

<自治基本条例第4条第2号>

市長等は、市民の自主的な市政への参画を保障し、協働で公共的課題の解決に当たる。

<自治基本条例第27条第1項>

市民、議会及び市長等は、各主体が対等の立場で互いの役割と責務を理解し、互いに尊重し合い、協働してまちづくりに取り組むものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に住む者、市内で働く者及び学ぶ者をいう。
- (2) 市民活動団体 公益の増進を目的として行う自主的な市民活動を行う団体をいう。
- (3) 事業所 各種サービスを提供する民間営利組織をいう。
- (4) 市長等 市長及び教育委員会等の行政事務を管理執行する機関をいう。
- (5) 参画 市民、市民活動団体及び事業所（以下「市民等」という。）が、議会及び市長等の政策の立案から評価に至る各段階において、主体的に参加し、意思形成に関わることをいう。
- (6) 協働 市民等及び市長等（以下「各主体」という。）がまちづくりに取り組むうえで、共通の目的意識を持って、自主性を持つ対等な立場のもとで、それぞれの持つ能力を持ち寄り、相乗効果を上げながら協力し合うことをいう。

【解説】

本条は、本条例で用いる基本的な用語の定義をまとめたものです。

○第1号について

「市民」は、地方自治法に定める住民（市内に住所を有する人）のほか、市内の事業所に勤務している人や市内の学校に通学している個人としております。

「自治基本条例」の「市民」の定義は個人と団体も含んでおりますが、本条例は協働の相手方が分かるように、「市民」と「市民活動団体」「事業所」を別に定義しております。

○第2号について

「市民活動団体」は、公益の増進を目的として行う自主的な市民活動を行う団体としており、地域の課題解決や魅力づくりなどの「地域づくり」の活動団体も含まれます。

○第3号について

「事業所」は、各種サービスを提供する民間営利組織としており、事業所も定義しているのは、まちづくりを協働で進めていくためには、北上市に関係する幅広い人々が力を合わせていくことが必要であるとの認識に基づくものです。

○第4号について

「市長等」とは、市長及び教育委員会等の行政事務を管理執行する機関のことをいい、ここでいう「市長」とは、直接選挙により選ばれた北上市の代表者という意味ではなく、行政事務の執行機関という意味で用いています。

○第5号について

「参画」とは、市政運営に市民の意向を的確に反映するため、市長等の政策の企画立案から実施、評価に至る各段階において、市民等が主体的に関わることをいい、市民等の関わりにより実施するという「参加」のひとつの形態として整理しています。

○第6号について

「協働」とは、各主体がそれぞれの役割と責任を自覚し、互いの立場や個性、特性を尊重しながら協力してまちづくりを行うことをいい、対等性などの協働を進める際に必要なルールを盛り込んで定義しています。

(協働によるまちづくりの基本原則)

第3条 北上市の協働によるまちづくりは、各主体が、対等の立場でそれぞれの責務及び役割を理解し活動を行うとともに、相互に情報を共有し、市政へ参画し、協働で公共的課題の解決を図ることを基本原則（以下「基本原則」という。）とする。

【解説】

本条は、各主体が協働を推進するに当たっての基本原則をまとめたものです。

協働を進める際に相互が守るべきルールとして挙げられる「対等性の確立」、「自主性の尊重」、「相互の理解」、「情報の公開」を中心に、協働を行うに当たっての決まり事を整理しています。

(市民の役割)

第4条 市民は、基本原則に基づき、地域社会に関心を持ち、自らできることを考え、行動するとともに、市民活動に関する理解を深め、進んで協力するよう努めるものとする。

【解説】

本条は、個人としての役割についてまとめたものです。

協働はまちづくりに関心を持ってもらうことから始まり、その関心を行動に移すことで、結果としてまちづくりに進んで参加したり、まちづくりへの参加意識が高まっていくという考えに立って整理しています。

（市民活動団体の役割）

第5条 市民活動団体は、基本原則に基づき、それぞれの活動について広く理解を得ながら、市民活動の推進に努めるものとする。

【解説】

本条は、協働の主体としての市民活動団体（地域づくり活動団体含む）の役割についてまとめたものです。

公益的な課題に関わる機会が増えれば、活動の社会的な評価が問われる機会もまた増えます。自身の活動の社会的な認知を受けるためにも自身で市民の理解を得るように努力することが大切であるとの考えに立って整理しています。

（事業所の役割）

第6条 事業所は、基本原則に基づき、地域社会の一員としての理解を深め、地域貢献活動などを通じて、まちづくりに参画するよう努めるものとする。

【解説】

本条は、協働の主体としての事業所の役割についてまとめたものです。

地域社会の一員としての責任を果たすことは地域貢献とともに、企業文化の確立にも繋がることから、生産活動とともに地域社会に対する社会貢献活動を実践することが大切であるとの考えに立って整理しています。

（市長等の役割）

第7条 市長等は、基本原則に基づき、まちづくりを協働で推進するため、市民活動や地域貢献活動など市民等の自発的な活動を支援するとともに、参画及び協働の機会を創出しなければならない。

2 市長等は、協働で行う事業（以下「協働事業」という。）を実施するための方法と手続きについて必要な措置を講ずるものとする。

【解説】

第1項は、協働の主体としての市長等の役割についてまとめたものです

まちづくりを協働で推進するため、本条例の第12条の「市民活動の推進」の実施や地域貢献活動の褒賞など市民等の自発的な活動を支援し、本条例の第10条の「協働事業の計画、評価及び改善」及び、本条例の第11条の「協働提案」などで参画及び協働の機会を創出することが大切であるとの考えに立って整理しています。

また、第2項は「協働による事業実施の方法や手続き」を策定することを表現しており、具体的には、第11条の「協働提案」の仕組み、協働事業の手引き（手順書）を策定することにしています。

（情報共有）

第8条 各主体は、互いにまちづくりに関する情報を提供し、相互に意見交換や調整ができる場づくりに努め、情報の共有を図るものとする。

【解説】

本条は、自治基本条例第20条を受けて、協働のパートナーとして、互いに情報の提供、意見交換などに努め、それぞれの責務及び役割を理解するため、情報の共有を行うこととしています。

＜自治基本条例第20条＞

議会及び市長等は、市政に関する情報を積極的にわかりやすく提供し、市民と情報の共有を図らなければならない。

（協働事業の推進）

第9条 市長等は、協働を推進するため、自らが行う事業について、協働事業の機会を拡大するよう努めるものとする。

【解説】

本条は、協働が進む仕組みとして、既存事業について、協働で実施できるか検討し、協働事業の機会を拡大するよう定めております。

市民等の提案を待つだけでなく、市長等からも積極的に協働への働きかけを実施していく必要があると整理しています。

（協働事業の計画、評価及び改善）

第10条 市長等は、協働を推進するため、協働事業を行う際には、計画段階から市民等の意見を効果的に反映し、また市民参画による評価を実施して、改善に努めなければならない。

【解説】

本条は、自治基本条例第24条、第26条を受けて、協働で事業を実施するにあたり、事業の企画立案、実施、評価の各過程への市民等の参画が必要であることを定めています。

協働事業も、P D C Aサイクルのもとに絶えず事業の見直しを図っていく必要があると整理しています。

<自治基本条例第24条>

議会及び市長等は、市民の政策形成への参画を保障するため、市民の意見が効果的に反映される仕組みをつくらなければならない。

<自治基本条例第26条>

市長等は、市民生活に大きな影響を及ぼす計画の実施段階及び完了段階において、市民参加による評価を実施し、改善に努めなければならない。

(協働提案)

第11条 市民等は、協働で行うことによりまちづくりに資する事業について、提案(以下「協働提案」という。)を行うことができる。

2 前項の提案を行う者は、責務と役割を認識し、市長等と役割を分担することを前提に、協働提案を行う。

3 市長等は、協働提案をされた内容に対し、その必要性と有効性を調査、検討し、実施可能な事業等については事業実施に向けた調整を行う。

4 協働提案の方法等については、別に定める。

【解説】

第1項は、自治基本条例第25条を受けて、市民等が市長等と協働で行うことにより、効果的なまちづくりに資する事業について、提案を行うことができることを定めています。

第2項は、協働を進める際に相互が守るべきルールとして、提案者は責務と役割を認識し、市長等と役割を分担することを前提に、協働提案を行うことを定めています。

第3項は、市長等は、協働提案を受けたときは、提案された内容の必要性と有効性について調査検討し、事業実施に向けた調整を行うことを定めています。

第4項は、協働提案の方法等については、別に規則や要綱などで定めることとしています。

<自治基本条例第25条>

市民は、市長等へ提案、要望、意見を行うことができる。

2 市長等は、市民からの提案、要望、意見があった場合は、迅速かつ誠実に対応するとともに、回答を求められた場合は、速やかに回答するよう努めなければならない。

(市民活動の推進)

第12条 市長等は、市民活動を推進するために、次に掲げる施策に取り組むものとする。

る。

- (1) 参画及び協働に関する理解を深める機会の提供
- (2) 市民活動の相談及び各主体との調整
- (3) 市民活動の担い手となる人材の育成支援
- (4) 専門的な知識の提供及び支援制度の紹介
- (5) 前4号に掲げるもののほか、施策として必要な事項

2 市長等は、市民活動の推進のために、必要な措置を講ずるものとする。

【解説】

本条は、自治基本条例第28条を受けて、市民活動（地域づくり活動含む）を推進するための施策に取り組むことを定めています。

○第1号について

「参画及び協働に関する理解を深める機会の提供」とは、公益的な課題に関わる機会を増やすため、自身の社会的な活動の情報提供の場や、公益的な課題を共有したりする場を設けたりするなど、市民参画や協働の普及促進を行うものです。

○第2号について

「市民活動の相談及び各主体との調整」とは、市民活動や地域貢献の相談を受け、市民参画や協働事業を生み出すための各主体の引き合わせ（マッチング）などを行うものです。

○第3号について

「市民活動の担い手となる人材の育成支援」とは、各種講座や学習の機会の提供をするものです。

○第4号について

「専門的な知識の提供及び支援制度の紹介」とは、特にも新しく設立したい団体や新しい団体は、運営面に不安を抱えており、設立のサポートや、市の補助制度だけではなく国や県又は民間の助成情報を紹介するものです。

○第5号について

「前4号に掲げるもののほか、施策として必要な事項」とは、前4号以外で協働によるまちづくりの市民活動を推進する施策となるものです。

第2項は、これら全施策は市民活動情報センター事業として実施されるものです。

<自治基本条例第28条>

市民は、社会における様々な課題の解決や安全安心な市民生活を実現することなどを目的とする市民活動に積極的に参加するよう努めるものとする。

2 市長等は、前項の市民活動を尊重するとともに、積極的に推進するものとする。

(審議会)

第13条 市長は、協働によるまちづくりについて調査審議を行うため、北上市協働推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事項）

第14条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 協働事業の審査及び評価に関すること。
- (2) 協働提案の状況に関すること。
- (3) その他の協働によるまちづくりに関すること。

2 審議会は、前項に定めるもののほか、協働によるまちづくりの在り方について、市長に意見を述べることができる。

（組織）

第15条 審議会は、委員15人以内をもって組織し、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 市内に居住する者又は市内に勤務する者
- (2) 市民活動団体の関係者
- (3) 事業所の関係者
- (4) 知識経験者
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) その他市長が適当と認める者

2 前項第1号に掲げる者については、公募するものとする。

（任期）

第16条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

【解説】

本条は、協働で行われる事業の審査・評価等について市長の諮問に応じて、審議及び答申するため行政機関の附属機関として審議会を設置することとしております。

（補則）

第17条 この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際、この条例による改正前の北上市まちづくり協働推進条例の規定により委嘱されている北上市協働推進審議会の委員は、改正後の北上市まちづくり協働推進条例の規定により委嘱された北上市協働推進審議会の委員とみなす。